

以前に豫告セラレタレ

三十一、定期職工軍属

ノ待遇ヲ與ヘラレタシ

面シテ現在在軍属ニ

於ケル制度其他屬テ

ノ件ヲ適用セラルベシ

但シ給與ハ技術者ト

シテ一般ニ準スルコト

三十二、伎倆優秀ナル者ニ

ハ月給制ヲ採ラレタシ

三十三、職工退職時ニ於

情況ニ依リ豫メ定メ難キ場合トシ

三十一、官下シテ公望ノ希望スル慶

モ一級職工トシテ甚ク之ヲ希望スル

否ヤモ調査參照ノ必要アリ参考

シテ求テ置カレ同ノ時ニ

三十二、官下シテ公望ノ希望スル

三十三、現任ノ程度ニ於テ

三十四、現任ノ程度ニ於テ

三十五、現任ノ程度ニ於テ

三十六、現任ノ程度ニ於テ

三十七、現任ノ程度ニ於テ

三十八、現任ノ程度ニ於テ

ケル身体検査ヲ廢セラ

レタシ、但シ必要アル時ハ

扶服シテ歩行セザルニ

三十四、看護員屬別科員

始末収省ノ際乗車

券ヲ下附ラシタシ

三十五、兵隊ノ徒來三日

三個月ノ間ニ於テ改修

ラレ度

三十六、親族保護者

三十七、親族保護者

三十八、現任ノ程度ニ於テ

三十九、現任ノ程度ニ於テ

四十、現任ノ程度ニ於テ

三十四、餓死事件ノ關係ニ

廣シク一級問題ハ心カ故ニ實現ノ成

否並ニ重大時期ハ豫想シ得ズ

三十五、兵隊ノ徒來三日

三十六、親族保護者

三十七、親族保護者

三十八、現任ノ程度ニ於テ

三十九、現任ノ程度ニ於テ

四十、現任ノ程度ニ於テ